

議案第146号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第10（第6条関係） [(1)～(19) 略] (20) <u>法第85条第6項</u> の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 120,000円 (21) <u>法第85条第7項</u> の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000円 [(22)～(25) 略] (26) <u>法第87条の3第6項</u> の規定に基づく建築物を興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円 (27) <u>法第87条の3第7項</u> の規定に基づく建築物を特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円 [(28)～(31) 略]	別表第10（第6条関係） [(1)～(19) 同左] (20) <u>法第85条第5項</u> の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 120,000円 (21) <u>法第85条第6項</u> の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000円 [(22)～(25) 同左] (26) <u>法第87条の3第5項</u> の規定に基づく建築物を興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円 (27) <u>法第87条の3第6項</u> の規定に基づく建築物を特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円 [(28)～(31) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、こ

の案を提出する次第である。